令和7年４月改訂

清川中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本プログラム

～居場所・絆・環境＝3つの「づくり」を要にした取組～

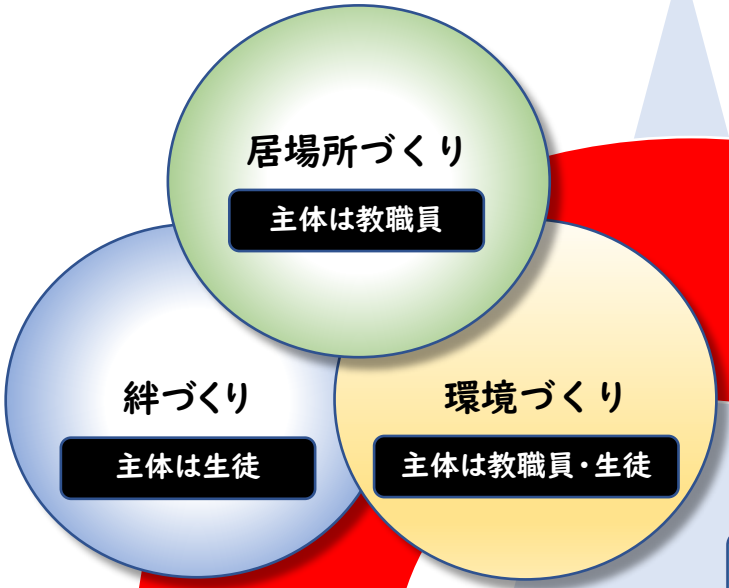

学校の責務

■学校は，加害児童生徒に加害行為を認識させること

・いじめの非を気づかせ，謝罪の気持ちを醸成させる。

保護者の責務

■未然防止のために，保護者自身の意識を一層高めること

・必要に応じ自ら範を示し，基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせる。
・保護者はいじめを受けている生徒に適切に対応する。
・心と身体を守ることを第一に考え，「絶対に守る」という気持ちを伝え，安心させる。

教職員の責務

■教職員はいじめを発見した場合，組織的に対応すること

・いじめ対策組織に速やかに情報を報告し，組織的に対応する。
・組織対応の中，被害児童生徒を徹底的に守り通す。
・教職員が不適切な言動等により，いじめを助長しない。

児童生徒は，いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

生徒指導の実践上の4つの視点

- 「自己存在感」の感受
- 「共感的な人間関係」の育成
- 「自己決定の場」の提供
- 「安全・安心な風土」の醸成